## 令和6年度 創薬ベンチャーエコシステム強化事業/創薬ベンチャー公募(第4回) よくある質問(FAQ)

No.		カテゴリ	質問	回答
				出資者に複数の認定VCが含まれる場合、リード認定
	第1章		複数の認定VCから出資を受けている場合、補助事	VCのほか、フォロワー認定VCとして、出資額に合算す
1	1.1	事業の概要	業経費総額における「認定VC出資額」は各認定VC	ることができます。フォロワー認定VCとして合算対象と
			からの出資額の合計としていいですか。	するかどうかは選択可能です。
				フォロワー認定VCであれば変更や追加が可能です。
				変更や追加の可能性が生じた場合、速やかにAMED
	第1章	±	AMEDの補助金交付の基礎額としてカウントされた	にご相談ください。
2	1.1	事業の概要	フォロワーの認定VCについて、創薬ベンチャーの採択	ただし、全期間の補助対象経費の総額は、採択後に
			後に他の認定VCに変更することは可能ですか。	作成した補助事業計画書に記載の補助対象経費の
				総額を上限といたします。
				遡及期間開始日(公募要領2.1(5)参照)以
				降の資金調達において、出資者の中で最も多く出資
				しており、資金調達やハンズオンについて主導的な役
				割を果たしているVCをリードVCといたします。
				ただし、出資者(製薬企業等の事業会社を除く)の
3	第1章	  事業の概要	リードVCの定義を教えてください。	中で最も多く出資していない場合であっても、リードとし
ر ا	1.1	尹未ツ似女	プートマレジルに対では対人にいたという	て認めることがあります。該当する場合は、リードVCと
				判断できる理由について、【様式1】補助事業提案書
				の項目8-3-2に記載してください。
				なお、補助対象経費の対象となるのは、遡及期間開
				始日以降の出資分のうち、補助事業期間中に発生
				する経費のみとなります。
	第1章		  2つの認定VCがコリードとして提案することはできます	コリードとして投資されている案件をご提案いただくこと
4	7.1	事業の概要	か。	は可能ですが、リード認定VCとして1社選定して申請
	1.1		/J 6	してください。
				技術開発の困難性や投資回収の蓋然性、開発して
5	第1章	事業の概要	「資金調達が困難な創薬分野」とは具体的にどういっ	いる医薬品の市場規模などの理由で民間から十分に
	1.1	3 70 1000	た創薬分野を指しますか。	開発資金を調達することが難しい創薬分野を指しま
				す。
	第1章	******	海外機関や企業等を委託先または共同研究先とす	海外機関や企業等を委託先または共同研究先とし
6	1.2	事業の構成	ることはできますか。	て検討される場合には、事前にAMEDにご相談くださ
			チェンナルを見るほうには事業に私MEDス個型に富	い。 海外に委託をする必要性・必然性、相手先の妥当
7	第1章	事業の構成	委託先が海外の場合には事前にAMEDで個別に審	***************************************
/	1.2	争乗の情风	査することとなっていますが、何を審査されるのでしょう	性について確認をさせていただきます。
	第1章		か。 医師主導治験を大学で行う場合、委託先、外注先	【2024年2月22日追加】 研究開発要素を含む場合は委託先となります。
8	先1年 1.2	事業の構成	のいずれとなりますか。	「2024年2月22日追加]
	1.4		マンマ・ライ にしかりの ラ 刀 の	新たな知的財産の創出可能性のある業務内容を指
				します。具体的には研究開発計画や手法、手順の立
	第1章		研究開発要素の定義は何でしょうか。完全に企業が	案、データ解釈を含む業務などが該当すると考えられ
9	1.2	事業の構成	コントロールするか、大学側で開発計画や臨床試験	ます。この場合、補助事業計画における一部の研究
	1.2		計画をたてるか等の線引きになるでしょうか。	開発項目を分担することになります。
				【2024年2月22日追記】
				委託先機関の代表者には、補助事業分担者として
				提案書に名前等を書いていただく必要がありますの
	hr.			で、少なくともそのレベルの合意は取っておいていただく
10	第1章	事業の構成	申請時点で委託先の選定や先方との調整はどの程	必要があります。また、補助事業分担者も申請までに
-	1.2	- 213 - 113/2/4	度しておく必要がありますか。	e-Radへの登録が必要です。期限に十分な余裕を
				持って手続きを行ってください。
				【2024年2月22日追記】
				実施機関に所属し、本補助事業全体に責任を負う
11	第1章	事業の構成	補助事業代表者は法人の代表者である必要がある	方であれば、必ずしも法人の代表者である必要はあり
	1.2		のですか。	ません。
		l	1	· · · · · ·

No.		カテゴリ	質問	回答	
				既存技術とは異なる新規技術、若しくは既存技術に	
				比べて大きな進歩性や優位性を有する技術を指して	
	第2章	公募補助事業課題	  「革新的な技術開発」とはどのようなものか、定	います。申請内容がこれに該当するか否かについて	
12	2.2	の概要について	義もしくは事例を示してください。	は、審査を行い判断いたします。	
	2.2	の加安について	我OO(は字/))と小OC(////////////////////////////////////	は、留在で行び行列がたひなす。	
				提案は対象外です。	
				本事業は創薬のパイプラインに対する支援を実施しま	
				す。プラットフォーム型の創薬ベンチャーでも具体的な	
				創薬のパイプラインがあれば応募可能です。	
				公募要領をご覧いただき、各自ご判断のうえご提案く	
				公券安城でご見いにたさ、谷日ご刊倒のりたご徒余\   ださい。審査において本事業の目的との適合性等を	
	<u></u>	八节牡叶市光====		判断します。	
13	第2章		提案したい技術が本事業の対象となるかどうか事前に		
	2.2	の概要について	確認できますか。	・医療機器/医療技術	
				・DTx(治療用アプリ、VR)	
				・研究試薬開発、解析サービス、非臨床試験受託	
				・臨床検査	
				•診断薬開発	
				·AI	
				等	
	第2章	公募補助事業課題	  コンパニオン診断薬は創薬のパイプラインとして応募す	治療薬開発の提案において、開発に不可欠な要素と	
14	歩∠早 2.2			してコンパニオン診断薬の開発を含めた補助事業計	
	۷.۷	の概要について	ることは可能でしょうか。	画を提案することは可能です。	
				ワクチンアジュバント単体の開発の提案は対象外とな	
	// o <del></del>	八 <del>古</del> 北山		りますが、ワクチンの開発と共にご提案いただくことは可	
15	第2章		ワクチンアジュバントの研究開発は応募対象となります	能です。ただし、ワクチン開発を行う事業者様を実施	
	2.2	の概要について	<i>ነ</i> ነъ	機関(補助事業代表者)としてご提案いただく必要	
				があります。	
	第2章	公募補助事業課題		ウイルスや細菌等の病原体により引き起こされる感染	
16	2.2	の概要について	感染症の定義があれば教えください。	性の疾病であれば対象です。	
				非臨床試験で選択された最終開発候補に関して、	
17	第2章	公募補助事業課題	本事業の支援対象となる非臨床の定義について教え	GLP試験やGMP製造等、臨床試験開始に向けた準	
1/	2.2	の概要について	てください。	備を実施する開発段階を指しています。	
				支援対象は、臨床試験の準備段階である非臨床段	
				階(前臨床段階)であり、主には申請に用いるGLP	
	第2章	公募補助事業課題の概要について	支援対象の非臨床試験は、薬事申請に使用する試	試験等を想定していますが、それ以外でも開発に必	
18			験を厳密に指すものなのか、それ以外にも、動物での		
	2.2		1/1)种499(, * )( ) /	薬効試験等も幅広く含んでよいのでしょうか。	要な試験は、申請いただければ対象になるかどうかを
			21,77512-11,200 (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	判断させていただきます。	
				【2024年2月22日追記】	
	₩ <b>&gt;</b>	八古法叶市光三巴		開発品に関しては、他に複数の開発が走っていたとし	
19	第2章	公募補助事業課題		ても、その内の1つのパイプラインについて応募いただく	
	2.2	の概要について	れていないものであれば対象でしょうか。	ことは可能です。	
				【2024年2月22日追記】	
	**	// <del></del>	非臨床試験〜第2相臨床試験もしくは探索的臨床	応募可能です。	
20	第2章		試験とありますが、第1相臨床試験、第2相臨床試	ただし、既に他の疾患や他の地域でヒトでのPOCが取	
23	2.2	の概要について	験もしくは探索的臨床試験時点の応募は可能です	得されている場合は支援対象外です。	
			か。	【2024年2月22日追記】	
			第2相臨床試験もしくは探索的臨床試験終了	本事業では、POC取得までを支援対象としており、	
21	第2章	公募補助事業課題	(POC取得)が目標とされていますが、第2相臨床	POCを取得した時点で補助事業を終了といたしま	
41	2.2	の概要について	試験もしくは探索的臨床試験でPOCを取得した後に	す。	
			行う用量設定試験も支援対象となりますか?		
	***	∧ <b>≒</b> 4+0 <b>=</b> =		第2相につきましては、第2相の実施と共にその準備	
22	第2章		第2または第3相試験の準備費用に関しては、補助	費用を支援いたしますが、第3相につきましては支援の	
	2.2	の概要について	金の対象となりますか。	対象外となります。	
				補助金交付決定通知書別紙に記載のとおり、事前	
				承諾事項となっております。事前にAMEDにご相談く	
	笠っ辛	八首妹帖声光温度	宇体機関が切り後、MAO A 笠っ切った しにもっぷけ	ださい。なお、実施機関がM&Aを行うことで、出資を	
23	第2章		実施機関が採択後、M&A等で別の法人になる際は	受けた認定VCまたは認定VCが運営する組合その他	
	2.2	の概要について	どのようにすればよいでしょうか。	のファンドが株主でなくなった場合(株式又は株式の	
				交付の請求もしくは取得が可能な証券又はこれらに	
				類する権利を譲渡した場合) は、補助事業課題を	
				早期終了いたします。	

No.		カテゴリ	質問	回答
			53.	補助金交付決定通知書別紙に記載のとおり、事前
24	第2章 2.2	公募補助事業課題の概要について	創薬ベンチャーのExitとして、海外の製薬企業への M&Aも認められますか。	承諾事項となっております。事前にAMEDにご相談ください。なお、実施機関がM&Aを行うことで、出資を受けた認定VCまたは認定VCが運営する組合その他のファンドが株主でなくなった場合(株式又は株式の交付の請求もしくは取得が可能な証券又はこれらに類する権利を譲渡した場合)は、補助事業課題を早期終了いたします。
25	第2章 2.2	公募補助事業課題の概要について	公募要領第2章2.2.1「(3) 課題終了時の目標・成果」に、「以下の場合などについては、AMED の審査を経た上で補助事業課題を原則早期終了します」として、「実施機関が新規株式公開(IPO)を行い、未上場企業ではなくなった場合」とあります。打ち切られない場合もあり得ると読めますが、どのような場合に打ち切られないのでしょうか。	
26	第2章 2.2	公募補助事業課題の概要について	IPOまたはM&Aにより補助事業を廃止する場合、どのタイミングで補助事業期間が終了しますか。	IPOの場合、原則として上場日といたします。 M&Aの場合、原則としてクロージング日といたします。
27	第2章 2.2	公募補助事業課題の概要について	202X年末にIPOを予定していますが、それでも審査 対象になりますか。	本事業の事業趣旨及び応募要件を満たしていれば 応募可能ですが、IPOを行った場合は補助事業は早 期終了となります。該当する公募要領の項目として、 特に 2.1 「補助対象経費の規模・補助事業期間・ 採択課題予定数等について」、及び2.2 「公募補助 事業課題の概要について」の内容をご確認ください。 【2024年2月22日追記】
28	第2章 2.2	公募補助事業課題の概要について	補助事業期間内にライセンスアウトすることについて何か制限はありますか。ライセンスアウトに伴い、製造や臨床治験のスケジュールや費用規模などが変更になることは想定範囲でしょうか。	ライセンスアウトに対しAMEDが制限を加えることはございませんが、それに伴い生じる補助事業計画の変更(補助事業の廃止を含む)を申請をいただいた上で判断いたします。
29	第2章 2.2	公募補助事業課題の概要について	スタートアップの都合でプロジェクトを早期終了することは許されるのでしょうか。下記の2つのケースについて、意思決定や資金返還のプロセスを教えてください。①早期のライセンスアウトが見込まれる場合②(AMED側は次のステージに進むと判断しているが)データや競合環境などを判断して認定VC・スタートアップ側がプロジェクトを終了したい場合	①につきましては、ライセンスアウトの内容によりますので、都度ご相談いただきます。 ②につきましては、補助事業を行う事業者もしくは認定VCが自らプロジェクトを終了すると判断された場合、補助金取扱要領第13条第1項に従い、様式5による補助事業の廃止申請書を提出し、AMEDの承認を求める必要があります。審査を経てAMEDの承認を得た場合、補助事業の廃止が可能です。なお、AMEDからの補助金につきましては、補助事業の廃止に伴い額の確定を行い、残金があれば返金いただくことになります。額の確定で、適切に使用されたと認められたものにつきましては、返還とはなりません。
30	第2章 2.2	公募補助事業課題 の概要について	基盤技術の知財は確保済みですが、開発パイプラインそのものの知財はこれから試験予定のデータを追加し、説得力を高めた上で特許出願をする予定です。今後出願予定の知財については【様式1】補助事業の2-6-1「戦略上特許出願していない」というカテゴリーに入りますか。あるいは、2-6-2「対応が必要な知財」ということになりますか。	今後出願予定の知財につきましては、2-6-1の【戦略上特許出願していない場合】に記載してください。なお、戦略上出願していない場合は、その妥当性を審査いたします。
31	第2章 2.2	公募補助事業課題の概要について	知的財産の出願人が親会社でもよろしいでしょうか。	親会社との取り決めにより、申請者による実施が可能であれば構いません。【様式1】補助事業提案書の2-6-1にその旨記載してください。なお、Exitや成果導出に向けて障害にならないよう、事前に調整をお願いします。
32	第3章 3.1	応募資格者	提案書類の提出は認定VCが行うのですか。	創薬ベンチャー企業の補助事業代表者が行ってください(認定VCが作成する提案書類を含む)。なお、ヒアリング審査には認定VCにも同席いただきます。
33	第3章 3.1	応募資格者	以前上場していましたが、非上場化/上場廃止により現在未上場です。応募可能ですか。	過去に上場している企業は、対象外とします。

No.		カテゴリ	質問	回答
			日本に登記しており、日本国内に事務所と常駐スタッ	事業活動に係る技術開発含めた事業活動のための
34	第3章	  応募資格者	フを持っていますが、開発拠点は海外にあります。応	拠点を日本国内に有することが必要です。ただし、
34	3.1	心夯貝怕日	京子)といるタが、	AMEDの確認を得て技術開発を海外で実施すること
			寿 円 化 じ 9 か。 	は可能です。
35	第3章	応募資格者	創薬ベンチャーとしての主な活動を海外で行っていても	  国内に登記している法人であれば可能です。
35	3.1	心寿貝恰白	応募可能ですか。	国内に豆配している法人での1はり配です。 
26	第3章	<b>广</b> 草次极	日本に登記されている創薬ベンチャー企業の海外	ロナル交引されているの世界では、オイギャン
36	3.1	応募資格者	100%子会社は応募可能ですか。	日本に登記されている企業が応募してください。
	佐っ立		ベンチャークリエーションとして、会社の設立を検討して	会社の設立、登記及び特許移転は、公募〆切日ま
37	第3章	応募資格者	います。出資は固まってきていますが、登記や特許移	でに終えていただく必要があります。
	3.1		転が完了していない状況で応募は可能ですか。	【2024年2月22日追記】
				中小企業者として本事業の対象となる基準として、中
			応募条件に中小企業者としての基準で資本金が定	小企業基本法等に定められている資本金基準又は
	** <b>&gt; **</b>		められていますが、既にVCから出資を受けている場	従業員基準のいずれかを満たす中小企業者に該当
38	第3章	応募資格者	合、多くのベンチャーが本基準を超えてしまっていると思	」 する法人としております。製造業の場合、資本金基準
	3.1		います。当該資本金を超過していないことが必要条件	が3億円以上であっても、従業員基準が300人以下
			でしょうか。	であれば、本事業の対象となる中小企業者に該当い
				たします。
				業としてベンチャー企業への投資機能を有し、創薬ベ
				ンチャーの事業化支援機能を有する法人の、いわゆる
			公募要領 3.1 応募資格者に記載のみなし大企業	VC条項(連結財務諸表における子会社及び関連
39	第3章	  応募資格者	の定義について、大企業およびみなし大企業に相当	会社の範囲の決定に関する適用指針)を満たす出
39	3.1	心夯貝怕日	するVCからの出資や役員派遣についても該当します	会を受けて、連結子会社とはならない場合はみなし
			か。	
				大企業には該当しないものとします。
				【2024年2月22日追記】
	第3章		1つの提案に複数のパイプラインを含めて応募できます	1つの提案に複数のパイプラインを同時に提案すること
40	3.1	応募資格者	か。	はできません。なお、本事業ではパイプラインは開発番
				号等で特定される開発対象を想定しております。
			疾患Aを1st パイプライン対象とした抗体開発を行っ	本事業で支援するパイプラインは、開発番号等で特
			ています。パイプラインの定義についてご教示ください。	定される開発対象を想定しており、ある一つの疾患の
41	第3章	応募資格者	モダリティなのでしょうか。疾患なのでしょうか。パイプライ	治療薬として開発中の最終開発候補品を指していま
	3.1	//O 333 CIL LI	ンに関係するADC開発も範囲に含めてよいでしょう	す。ADCで開発される場合は、ADCとしての最終開
			か。	発候補品が本事業の支援対象となります。
				【2024年2月22日追記】
			公募要領に「1つの提案には1つの創薬のパイプライ	
			ンのみ」とありますが、現在非臨床段階の開発候補パ	
42	第3章	応募資格者	イプラインがあるとして、並行して検討しているバックアッ	  バックアップパイプラインへの入替はできません。
	3.1	70-27-21 L	プパイプラインの方が開発品として優れていることが分	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
			かった場合は、開発パイプラインの入れ替えは可能で	
			しょうか。	
43	第3章	応募資格者	同一の認定VCから出資を受ける複数のベンチャーが	  あります。
13	3.1	心务兵旧日	採択されることはありますか。	6576.9%
				 リード認定VCはExitまで支援することを求めています
				が、やむを得ない事情で交代をする場合は事業への
44	第3章	  応募資格者	創薬ベンチャーの採択後、リードとなる認定VCを他の	影響が無いことを確認の上認めることが有ります。引き
44	3.1	心夯具怕日	認定VCに変更することは可能ですか。	
				継ぐ認定VCにも、10億円以上の出資を求めます。
				【2024年2月22日追記】
				リード認定VCが認定取り消しとなった場合は創薬ベン
	第3章	<b>广节次均</b> 型	認定VCが複数で協調投資を行う場合、認定VCのう	
45	3.1	応募資格者	ち1社が認定取り消しとなったとき、創薬ベンチャーへの	
			支援は中止となりますか。	なりますが、フォロワー認定VCの出資額相当分を基
				礎として決定された補助金の額を減じて交付します。
			リード認定VCが認定取り消し等となり、創薬ベン	  補助事業期間終了後に行う額の確定により、返金
46	第3章	  応募資格者	チャーへの支援が終了となった場合、補助金の返金は	
70	3.1	心分只但但	どうなりますか。	設金をしていただきます。
				巡金をしていたださます。 リード認定VCはベンチャーキャピタル認定契約書第
47	第3章	応募資格者 応募資格者	リード認定VCで当社を支援していたハンズオンメン	12条に従い、AMEDに変更を報告した上で応募して
4/	3.1	心夯具怕名	バーが応募前に退職しましたが、応募可能ですか。	
		<u> </u>		ください。

No.		カテゴリ	質問	回答
				本事業では1社の認定VCが補助事業期間中にファ
48	第3章 3.1	応募資格者	本事業は長期の補助事業期間となっていますが、その間、複数のファンドからまたがる出資は認められますか。	ンドをまたいで出資することも認めます。ただし、VC公募の際にご提出いただいた申請書別添3aに記載の無いファンドより出資する必要が生じた場合は、認定VCがその旨を申請してください。なお、申請に対し審査を要する場合があります。
49	第3章 3.2	その他の要件等	プラットフォーム型の創薬ベンチャーでも応募できます か。	本事業では創薬のパイプラインを支援します。具体的な創薬のパイプラインがあれば応募可能です。プラットフォーム技術のみの提案はできません。
50	第3章 3.2	その他の要件等	リード認定VCによる出資額の要件はどのような内容ですか。	リード認定VCによる出資額は、遡及期間開始日 (公募要領2.1 (5) 参照)以前の出資分と、遡 及期間開始日から補助事業期間全体を通じた出資 分を合わせて10億円以上となるよう提案書を作成し てください。ただし、補助対象経費の対象となるのは、 遡及期間開始日以降の出資分のうち、補助事業期 間中に発生する経費のみとなります。
51	第章 3.2	その他の要件等	資本関係のあるVCがJード認定VCになることは可能ですか。	事業会社等の関係会社である創薬ベンチャーが、当該事業会社等の関係会社であるVCをリード認定VCとした提案を行うことはできません。 【2024年2月22日追記】
52	第3章 3.2	その他の要件等	リード認定VCによる出資額(10億円以上)は、一度に出資する必要がありますか。	全てのステージゲート評価を通過した場合に、過去を 含めて段階的に出資する累計金額が10億円以上に なるように提案書を作成してください。
53	第3章 3. 2	その他の要件等	リード認定VCによる出資額(10億円以上)は、初めの段階で投資契約等を締結する必要がありますか。	採択後最初のステージゲートまでの期間における出資については投資契約書等の写しのご提出を求めますが、それ以降の出資についてAMEDは提案時点では投資契約等までは求めず、認定VCとベンチャー企業との合意の下で提案書に予定額を記載いただければ結構です。AMEDでも補助金交付の決定はステージ毎に行います。
54	第3章 3. 2	その他の要件等	リード認定VCによる出資額は10億円以上とありますが、当初10億円に満たない金額で出資を受け、認定VC側の都合や、研究開発の進捗状況等、様々な事情で結果として出資金額が10億円に満たない場合はどうなりますか。	提案時にリード認定VCからの出資額が補助事業期間全体を通じて10億円以上となるように提案書を作
55	第3章 3. 2	その他の要件等	想定された10億円の投資が実現できなかった場合、 既に受けた補助金の返還義務はどうなりますか。	補助金の交付決定はステージ毎に行いますので、既に終了しているステージの補助金について返還を求めることはありません。今後のステージで出資額を計画から減額する場合、ステージゲート評価で規模を縮小した補助事業計画を認めるか否か審査いたします。
56	第3章 3.2	その他の要件等	複数の認定VCから出資を受ける場合、複数の認定 VC出資額の合計が10億円以上となればよろしいで しょうか。	リード認定VC1社の出資額が10億円以上であること が必要です。
57	第3章 3. 2	その他の要件等	フォロワー認定VCの出資額に下限設定はありますか。	下限設定はございません。
58	第4章 4.1	提案書の作成	提案書の項目2-6-2「成果を実施するに当たり対応 が必要または障害となりうる知的財産権の有無」は当 社が把握している範囲の情報でいいですか。	調査会社等、第三者による調査は必須としませんが、把握できる限り広くかつ詳細にご提出ください。
59	第4章 4.1	提案書の作成	特許について、日本国内の出願は終えていますが、海外にはこれから出願する予定です。応募可能ですか。	応募時点で国内、海外ともに特許出願を終えている 必要がありますので、本提案のシーズが海外未出願の 場合は原則として応募できません。ただし、戦略上出 願していない場合などがございましたら、その旨を提案 書に記載してください。
60	第4章 4.1	提案書の作成	補助事業期間はR13(2031)年度まで記載する必要がありますか。	最長でR13(2031)年9月末までの間で第2相臨床 試験もしくは探索的臨床試験終了までに必要な実 施期間を設定してください。
61	第4章 4.1	提案書の作成	実施体制図における委託先/外注先は予定を含んでもいいですか。	見積もり等を踏まえた計画の提出をお願いします。 審査期間中に更新がございましたら最新版をご提出く ださい。 【2024年2月22日追記】

No.		カテゴリ	質問	回答
			【様式1】補助事業提案書について、現時点で非臨	
62	第4章 4.1	提案書の作成	床レベルのプログラムであり、臨床試験の計画は、非臨床の結果によるところもあるため、実施体制、委託・外注先、経費等の臨床試験の詳細計画はまだ立案できておりません。その場合、全て記入できませんが、どのようにすればよいでしょうか。	外注先等は、予定のもので構いませんのでご記入をお
63	第4章 4.1	提案書の作成	実施体制図における委託先/外注先は海外の機関でもいいですか。	本事業において海外機関への委託は原則認められませんが、補助事業の実施に支障がある場合はAMEDにご相談ください。海外機関への外注は可能です。証憑類は国内機関と同様のものを用意してください。また、安全保障貿易管理に関する対応が必要となります。
64	第4章 4.2	補助事業提案書以 外に必要な提出書 類等について	認定VCが出資意向確認書を提出し、事前審査を経て採択された創薬ベンチャーへの出資を、認定VCの意思で中止することはできますか。	交付決定から30日以内に出資実行と出資報告書の 提出がない場合、採択取消となります。
65	第4章 4.2	補助事業提案書以外に必要な提出書類等について	【様式1】補助事業提案書8-2「実施機関の経営戦略」として英語(もしくは他の言語)で記載された添付資料を添付していいですか。日本語に翻訳する必要はありますか。	日本語もしくは英語でご提出ください。
66	第4章 4.2	補助事業提案書以 外に必要な提出書 類等について	認定VCのハンズオンメンバーは、認定VCのメンバーから自由に選定できますか。	認定VCが申請時に記載したハンズオンメンバーから、 適切なメンバーを選定して応募してください。
67	第4章 4.2	補助事業提案書以 外に必要な提出書 類等について	【様式4】資金繰りチェックシートは補助対象となる事業に関するものについて記載すればよいでしょうか。	補助対象となる事業を含む法人全体の資金繰りについて、ステージ1の期間分を記入してください。
68	第4章 4.2	補助事業提案書以外に必要な提出書類等について	【様式5】は出資意向確認書と出資報告書のどちらか 一方を提出すればよいでしょうか。	認定VCからの出資状況に応じて、出資意向確認書と出資報告書の両方が必要な場合があります。申請の際には、添付資料も含め、該当する様式を揃えて提出してください。
69	第4章 4.2	補助事業提案書以 外に必要な提出書 類等について	法人税申告書への添付が求められる決算書について、過去3期分とありますが、設立からの期間が短い場合はどうすればよいでしょうか。	設立後3期未満の場合、存在する決算書及び直近 の月次試算表(月次決算書)で代替できます。
70	第4章 4.3	提案書類の提出方法	e-Rad研究者番号とは何ですか。	e-Rad(府省共通研究開発管理システム https://www.e-rad.go.jp/)へ研究者情報を 登録した際に付与される8桁の研究者番号を指しま す。
71	第4章 4.3	提案書類の提出方 法	e-Rad研究者番号のない者が補助事業代表者・経 理事務担当者になることは可能ですか。	補助事業代表者についてはe-Rad研究者番号の取得が必須です。経理事務担当者についてはe-Rad研究者番号は不要です。
72	第4章 4.3	提案書類の提出方 法	e-Rad研究者番号/ID/パスワードを忘れました。	e-RadのFAQをご確認ください。それでも不明な点は e-Radヘルプデスクにお問い合わせください。
73	第4章 4.3	提案書類の提出方 法	e-Rad申請における〇〇の操作方法がわかりません。	e-RadのFAQをご確認ください。それでも不明な点は e-Radヘルプデスクにお問い合わせください。
74	第4章 4.3	提案書類の提出方 法	e-Rad研究者番号を以前所属した機関で取得し、 その後所属機関を変更しました。応募可能ですか。	所属が旧機関のままとなっている場合、新たな所属機 関に登録を変更してください。
75	第4章 4.3	提案書類の提出方法	提出した書類を修正したいです/差し替えたいです。	公募期間中であれば修正可能です。e-Rad上で引戻し操作を行ってください。操作方法はe-Radマニュアルを参照してください。締切後の修正・差し替えはできません。
76	第4章 4.3	提案書類の提出方 法	提案書類を直接持参し提出することは可能ですか/ 電子メール、FAX による提出は可能ですか。	e-Rad以外による提出は受理いたしません。
77	第4章 4.3	法	提出した書類が受理されているかどうか教えてください /提案書類の受領書を発行してください。	受領書はありません。e-Rad上で「申請の種類」(ステータス)をご確認ください。「研究機関処理中」の場合、社内の機関承認が終わっていません。社内の機関承認が完了するとステータスが「配分機関処理中」となります。AMEDでの形式審査が完了するとステータスが「受理済」となります。
78	第4章 4.4	研究費の不合理な 重複及び過度の集 中の排除	他の研究費助成制度に応募していますが、本事業に も応募をすることは可能ですか。	可能です。ただし、他の研究費助成制度への応募状況等を【様式1】補助事業提案書の項目5-1「応募中の研究費」欄に正確に記入してください。

No.		カテゴリ	質問	回答
79	第4章 4.4	研究費の不合理な 重複及び過度の集 中の排除	他の研究費助成制度からも研究費を受けていますが、本事業にも応募をすることは可能ですか。	既に他の研究費助成制度で採択されている内容と実質的に同一(相当程度重なる場合を含む)の内容で本事業にも応募することはできません。他の研究費助成制度から受けている研究費を【様式1】補助事業提案書の項目5-2「採択されている研究費」欄に正確に記入し、研究内容の相違点及び他の研究費に加えて本公募に応募する理由を記入してください。
80	第4章 4.4	研究費の不合理な 重複及び過度の集 中の排除	補助事業の集中も審査の判断要素になると認識していますが、これは認定VCに対しても判断要素になりますか。	
81	第4章 4.4	研究費の不合理な 重複及び過度の集 中の排除	別の助成金の支援が終わった同一臨床試験に関して、新たに補助金を受けることは可能でしょうか。	補助事業の内容と補助事業期間に重複がなければご提案可能です。
82	第4章 4.4	研究費の不合理な 重複及び過度の集 中の排除	「創薬ベンチャーエコシステム強化事業(創薬ベンチャー公募)」における採択と「ワクチン・新規モダリティ研究開発事業(一般公募)」の採択との関連性を教えてください。	両事業とも競争的研究費制度ですので、研究費の 不合理な重複及び過度の集中の排除の必要があり ます。両事業に提案する場合は提案書にその旨記載 してください。また、重複する内容で両事業に提案され た場合は、どちらか一方での採択となります。
83	第5章 5.1	公募期間・選考スケ ジュール	ヒアリング審査(面接審査)の実施日は調整可能で しょうか。	ヒアリング審査(面接審査)の実施日は公募情報 ホームページで公開しております。実施日の調整は受け付けておりません。
84	第5章 5.1	公募期間・選考スケ ジュール	ヒアリング審査 (面接審査) はオンラインで参加可能ですか。	オンラインで参加可能です。
85	第5章 5.1	公募期間・選考スケ ジュール	ヒアリング審査(面接審査)の当日、補助事業代表者/経営者/認定VCの都合がつきません。欠席してもいいですか。	原則欠席は認めません。やむを得ない事情で欠席する場合、提案内容を適切に説明でき、評価委員からの質問に責任を持って回答できる方を代理としてください。
86	第7章 7.3	補助金交付決定の準備について	採択決定後30日以内に出資とあるが、その時点で 全体の1/3以上の出資が必要ですか。	補助事業期間全体ではなく、ステージ 1 における補助対象経費の1/3以上の出資が必要です。 【2024年2月22日追記】
87	第7章 7.3	補助金交付決定の準備について	ステージ2開始時期のかなり前(ステージ1開始時等を含む)に、認定VCからステージ2の経費の出資を受ける場合、ステージ2におけるVC出資分として補助対象経費に含めることは可能でしょうか。	可能です。ただし、ステージ2におけるAMEDによる補助金は、ステージ2開始前に行うステージゲート評価通過後に専用口座に移行した額の2倍となります。なお、ステージ2以降につきましても、遡及期間は公募要領に記載の遡及期間と同じです。
88	第7章 7.3	補助金交付決定の準備について	認定VCによる出資額は、全額が本補助事業の専用口座に保管され、本補助事業以外に使用することはできないのでしょうか。	出資全額のうちベンチャー企業および認定VCが補助対象経費として計上すると判断した額を本補助事業の専用口座に保管していただき、AMEDの補助金と併せて本補助事業に使用していただきます。
89	第7章 7.3	補助金交付決定の 準備について	複数の認定VCから出資を受ける場合、同じ専用口 座を使うことになりますか。	同じ専用口座をご利用いただきます。
90	第7章 7.3	補助金交付決定の準備について	補助事業のパイプラインの資金について、専用口座で管理するとのことですが、専用口座に資金があるにも関わらず、運転資金などが不足しデフォルトする事態を懸念しております。最終的にデフォルトする前に、事前相談をさせていただければ、専用口座の資金を運転資金に回せる等の救済措置は想定されていますか。	補助事業期間内において、補助事業の専用口座に保管した資金は、AMED補助金分、認定VC出資分共に、補助事業の実施に係る使用のみ認められております。運転資金への使用は補助対象外の用途への使用となりますので認められません。
91	第7章 7.3	補助金交付決定の準備について	公募要領4.2 (5) の「(B)応募時までに出資を受けた創薬ベンチャー」の場合、専用口座に移行したお金は交付決定通知日以降まで使用できないのでしょうか、それとも、本専用口座への入金の確証(通帳の写し)を提出した後は使用を開始してもよいのでしょうか。	採択された補助事業は、交付決定日が開始日となりますので、専用口座移行日以降でも交付決定日前に使用したものは補助事業の対象外となります。よって、補助対象経費として専用口座に入金した認定VC出資額は交付決定通知日まで使用できません。

No.		カテゴリ	質問	回答
92	第7章 7.3	補助金交付決定の準備について	リード認定VCからの出資額のうち、本補助事業に関連する事業分のみを専用口座に移す場合、その金額の最大2倍の額が補助金額となるという理解でよろしいでしょうか。例えば、10億円出資を受けたが、本補助事業に係る分は5億円だった場合、補助金額は最大10億円ということでしょうか。	認定VCからの出資額のうち専用口座に移した金額の最大2倍が補助金額となるのはご理解の通りです。
93	第8章 8.1	補助金の交付決定	補助事業開始時点で設定していた目標や実施内容を変更する場合、設定していた総額を超えない範囲であれば同じ枠内で事業を継続することが可能でしょうか。	計画変更の手続きをしていただき、計画変更後の計画の妥当性等について審査を受ける必要があります。 その審査を通過するという前提で整理をすれば、総額の中で内容を変えていただくことは可能です。 【2024年2月22日追記】
94	第8章 8.1	補助金の交付決定	プロジェクトを中断する際、プロジェクト資金の残金は プロラタ分を返金するのか、使用分を引いた全額を返金するのか、売り上げ収益後の返金額を含めて、 AMEDへの返金額の計算方式の具体例を教えてください。	プロジェクトを中断し、補助事業を廃止する場合、 AMEDからの補助金につきましては、額の確定を行い、残金があれば返金いただくことになります。額の確定で、補助対象経費として適切に使用されたと認められたものにつきましては、返還とはなりません。なお、認定VCからベンチャーへの出資分につきましては、当事者間の取り決めとなり、AMEDは関与いたしません。
95	第8章 8.1	補助金の交付決定	認定VCから、次のフェーズで降りられた場合に、過去に支出した補助金の返還義務はありますか。	その場合は、ステージゲート評価において次の資金調達の目処がないことになりますので、不通過となり補助事業が終了する要素となりますが、既に適正に支出した補助金について返還する必要はございません。
96	第8章 8.2	補助対象経費の範 囲及び支払等	補助金はどのようなタイミングで振り込まれますか。	補助事業計画書に記載された各年度における補助 金の事業費、間接経費、委託費の合計額を均等4 分割した額を、四半期毎に支払います。各期の支払 い額で調整が必要な場合は、採択後すぐにAMEDに ご相談ください。
97	第8章 8.2	補助対象経費の範 囲及び支払等	開発が早まる又は遅れる場合、補助対象経費を前倒しにする又は後ろ倒しにすることは可能でしょうか。また、そのときはどのような手続きが必要でしょうか。	ステージ内であれば、計画変更手続きにより補助対象経費を調整いただくことが可能です。事前にご連絡をいただき、計画書の変更についてPS、POの確認を行った上で、様式4の計画変更申請書をご提出いただき、AMEDが承認いたします。 ステージゲート評価をまたぐ調整につきましては、ステージゲート評価の通過が決定し、補助事業期間が延長された場合、計画書の変更を行い、様式4の計画変更申請書をご提出いただきます。
98	第8章 8.2	補助対象経費の範 囲及び支払等	補助対象経費は将来増額可能ですか。	原則として補助対象経費の増額はできませんが、 実施内容の追加など補助事業計画の変更をAMED が認めた場合には増額が可能です。 【2024年2月22日追記】
99	第8章 8.2	補助対象経費の範 囲及び支払等	出資意向確認書記載の金額より減額となる場合は 問題がありますか。例えば、15億と記載したけれども、 結局12億となる場合に問題があるかを伺いたいです。	減額は可能ですが、出資額が減れば補助対象経費も減ります。計画変更を伴う場合にはAMEDによる審査が必要です。 【2024年2月22日追記】
100	第8章 8.2	補助対象経費の範 囲及び支払等	ステージ開始時点ではカウントしていない認定VCからの出資がステージの途中である場合、その残額を次のステージまでにAMED専用口座に資金を移行できれば、次のステージでカウント対象となりますでしょうか。	次のステージの交付決定時までに専用口座に移行いただければカウント対象となります。ただし、カウント対象とする旨を補助事業計画書に記載してください。

No.		カテゴリ	質問	回答
				ステージ 1 の補助対象経費とするには、申請時点で 出資が確定しており、出資報告書か出資意向確認
101	第8章 8.2	補助対象経費の範 囲及び支払等	補助事業期間中にフォロワー認定VCからの出資を予定していますが、確定していません。出資確定後に補助対象経費に追加することはできますか。	書を提出している必要があります。ステージ 2 以降では、出資を受ける予定であることが、出資金額を含め補助事業計画書に予め記載されていて、ステージゲート評価時点までにフォロワー認定VCから出資が確定しており、その内容がステージゲート評価で認められれば、補助対象経費とすることができます。なお、原則として補助対象経費の増額はできませんが、No.98に記載のとおり、補助事業計画の変更をAMEDが認めた場合には増額が可能です。補助事業計画書に予め記載のないフォロワー認定VCからの出資を受け、補助対象経費に追加したい場合については、AMEDにご相談ください。【2024年2月22日追記】
102	第8章 8.2	補助対象経費の範 囲及び支払等	複数パイプラインを持っているときに、人件費や物品費は補助事業対象費への割当はにどのように決定し証明すればよいでしょうか。	ていただきます。物品については管理簿等により適切に管理を行ってください。 【2024年2月22日追記】
103	第8章 8.2	補助対象経費の範 囲及び支払等	補助事業開始前から既に費用が発生していて、本事業の補助対象経費に切り分けることが難しい場合はどうしたらよいでしょうか。	
104	第8章 8.2	補助対象経費の範 囲及び支払等	補助事業期間内に、製造や非臨床試験の外注を計画する場合、採択前にMaster Service Agreement(基本契約)を締結している業者を使用し、採択後に個別契約を締結することで進めてよいでしょうか。	補助事業におきましては、原則、補助事業開始後に 契約いただく必要があり、補助事業開始前に実施さ れた内容は認められません。 【2024年2月22日追記】
105	第8章 8.2	補助対象経費の範 囲及び支払等	委託先から外注を行うことは可能でしょうか。	委託先からの外注は可能です。委託先から再度委託 すること(再委託)は不可です。 【2024年2月22日追記】
106	第8章 8.2	補助対象経費の範 囲及び支払等	化合物・要素技術のライセンス費用も経費として認め られますか。	補助事業における研究開発にのみ必要な費用の場合は計上可能です。ただし、対象が提案のシーズに係るものである場合、申請時点で御社で提案の内容を実施できる権利を持っているかという観点も含めて評価を行います。申請後にライセンス契約を行うという状況であれば、提案はできません。 【2024年2月22日追記】
107	第8章 8.2	補助対象経費の範 囲及び支払等	ライセンス費用を複数回に分けて支払うことになっている場合、補助対象経費として認められるでしょうか。例えば、権利は予め確保できているが、あるマイルストーンを達成したら支払う、というような場合は、経費として認められますか。	その点も含めて審査の対象になります。補助事業における研究開発にのみ必要な費用の場合は計上可能ですが、事業化のための権利確保を含む費用の場合は、計上の対象外です。 【2024年2月22日追記】
108	第8章 8.2	補助対象経費の範 囲及び支払等	最終化合物は決まっているものの光学分割のみが 残っている場合、その光学分割製造を委託費に含め て申請することは可能でしょうか。	最終開発候補化合物が薬効薬理試験や薬物動態 試験等によりS体、或いはR体に決まっていて、それを 製造するための光学分割製造であれば、補助対象 経費に含めることは可能です。決まっていない場合に は、最終開発候補品に至っていないということになり、 応募要件を満たしません。 【2024年2月22日追記】
109	第8章 8.2	補助対象経費の範 囲及び支払等	退職金の計上は可能でしょうか。	本事業では認められません。
110	第8章 8.2	補助対象経費の範囲及び支払等	当該補助事業のために雇用する研究員等の人件費は、研究・開発部門の者に限られますでしょうか。会社の代表者が本事業に従事する場合は人件費が計上できますか.	会社の代表者であっても、補助事業に従事する場合、計上可能です。【様式1】補助事業提案書の項目「8-4-2 事業推進チームと役割」で補助事業に従事する内容・役割を記載すると共に、【様式3】補助事業参加者リストにに従事する業務内容を記載の上、計上してください。

No.		カテゴリ	質問	回答
				国内の大学病院と共同で治験を行う場合は、委託
111	第8章 8.2	補助対象経費の範 囲及び支払等	大学病院と共同で治験を行う場合、当該大学病院 を委託先とし、治験にかかる費用を委託費として補助 対象経費にすることは可能ですか。	先として補助対象経費に計上することが可能です。委託先の参考情報として、No.6、7、8、9、10をご参照ください。 【2024年2月22日追記】
112	第8章 8.2	補助対象経費の範 囲及び支払等	高額の臨床試験や製造を外部機関(海外機関含む)にて実施することは可能でしょうか。	事業の実施に必要不可欠であり、当該機関のみでしか対応できない等の事情があれば、可能です。外注費として計算として計算として計算として計算として計算として計算という。
113	第8章 8.2	補助対象経費の範 囲及び支払等	年度をまたぐ外注費の計上は許容可能でしょうか。 CROやCDMOへの委託試験・製造に、年度の制約 を課するのは困難です。	あらかじめ年度を跨ぐことを予定している場合は、計画 書作成時、納品検収する年度に予算を計上してくだ さい。公募情報HPに掲載されている補助事業事務 処理説明書(追補版)P.7に注意事項を含め記載 されておりますのでご参照ください。
114	第8章 8.2	補助対象経費の範 囲及び支払等	以下はいずれも委託費での計上が適切でしょうか。 ・CMOに係る経費(製造法開発、安定性試験、治験薬製造) ・CROに係る経費(PK試験、毒性試験、治験Ph1) ・薬事コンサルに係る経費(FDA IND の準備、申請費用) ・海外の大学への研究委託に係る経費	本事業における「委託先」とは、補助事業分担者 (補助事業代表者と補助事業計画書の実施項目 を分担して補助事業を実施し、当該項目の実施等 の責任を担う者)が所属する機関を指し、実施機関 (提案される創薬ベンチャー)と委託契約書を締結 し、補助事業計画書の実施項目を分担して補助事業を実施する、「実施機関」以外の研究機関等をいいます。「委託先」で使用する経費は〈委託費〉として計上してください。 上記に当てはまらない場合は「外注」としてお取り扱いいただくこととなりますので、事業費の項目は〈その他〉で計上してください。 なお、いずれにおいても、補助事業開始後に新たに契約を結んでいただく必要があります。
115	第9章 9.1	課題の進捗管理	開発中のネガティブデータや競合環境、早期のライセンスアウトなど、状況判断してプロジェクトを終了することになった際、その意思決定プロセスはどのようになりますか。例えば、有効性/安全性に対し競合優位性を考慮して中断するといった、開発上意見が分かれる状況は発生しうると思います。その際の最終決定権はいずれに帰属するか教えてください。	ステージゲート評価のタイミング以外で、補助事業を 行う事業者様が自らプロジェクトを終了する場合、補助金取扱要領第13条第1項に従い、様式5による 補助事業の廃止申請書を提出していただきます。 AMEDは申請に基づき評価を行って補助事業廃止 の是非を判断します。
116	第9章 9.2	ステージゲート評価・ 事後評価等	採択された場合、ステージゲート評価が重要になると 認識しています。課題評価委員によるステージゲート 評価について、内容や評価ポイント、結論に至るまで のプロセスなど、もう少し詳細に教えてください。	ステージゲート評価では、採択後に作成いただく補助事業計画の進捗状況やあらかじめ設定した目標の達成状況等とともに、次のステージでの計画、達成目標、資金計画等を厳格に評価します。認定VCの皆様にも、それまでの支援や今後の支援計画についてご報告いただく予定です。採択時の審査と同様、原則として書面審査及びヒアリング審査を行い、支援継続の可否を通知します。以下ページに掲載されている【VB様式5】ステージゲート申請書もご参照ください。https://www.amed.go.jp/program/list/19/02/005_youshiki.html
117	第9章 9.4	課題終了後	収益納付が課される場合について、具体的に教えてください。	補助事業期間の終了年度の翌年度以降5年間の間に、補助事業において開発したパイプラインが事業化し、医薬品等として販売益が発生した場合(知的財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施結果の他への供与を含みます)、収益納付の対象となります。ただし、様式19の「補助事業に係る本年度収益額」に記載のとおり、当該年度における総収入額から総収入を得るに要した額を差し引いた額が対象となります。ライセンスアウトに関しては、開発途中の契約一時金やマイルストンペイメントに対しては収益納付は課されませんが、医薬品等として販売益が生じた場合のロイヤルティ収入には収益納付が課されます。

No.		カテゴリ	質問	回答
118	第9章 9.4	課題終了後	補助金取扱要領第32条の収益納付に関して、 AMEDは補助事業を実施した事業者が買収された際には、買収先に補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を義務付けることはありますか。	事業者が合併・買収される場合の、補助事業終了後における本補助事業に関する権利義務の承継(収益納付を含む)につきましては、様々なケースが想定されますので、個別に判断いたします。 上記事案が想定される場合は、早めにAMEDまでご相談ください。
119	第9章 9.4	課題終了後	補助事業は何らかの理由で途中で終了となったが、その後自力で上市まで達成できた場合でも収益納付の対象になりますか。	
120		補助事業開発成果 の帰属	補助事業により得られた特許はどこに帰属しますか。	補助事業開発成果に係る特許権や著作権等の知的財産権については、知的財産を創作した実施機関に帰属します。
121	第10章 10.6	日本国内への成果の還元について	弊社は現在海外で臨床試験を行っており、今後は他 の海外エリアにも展開予定です。申請する事業は日 本での開発(治験)を含まなければならないでしょう か。	本事業内で日本での開発を必須とはしていませんが、 公募要領10.6「日本国内への成果の還元につい て」に記載の通り、審査項目 I にて、日本国内への 成果の還元について計画をしているか審査を行いま す。
122	第14章	お問合せ先	提案書類の書き方がわからないので、直接聞きに行っていいですか/電話で問い合わせてもいいですか。	【2024年2月22日追記】 電話、対面でのご相談は受け付けておりません。メール(v-eco@amed.go.jp)でお問い合わせください。 なお、お問い合わせ内容は事務的なものに限られ、提 案内容の可否等に関するお問い合わせには応じられ ません。
123	補助金交 付決定通 知書別紙	4.事前承諾事項等	補助金交付決定通知別紙「4. 事前承諾事項等」 について、M&Aではどのような場合に認められない可 能性がありますか。	事前報告を踏まえ、AMEDが補助事業廃止の是非の判断や、適切に補助事業に関する権利義務の継承が行われているかを確認するプロセスであり、基本的には事業者の決定を尊重します。適切に補助事業に関する権利義務が承継されていない場合は、認められない、または是正を求める可能性があります。安全保障貿易管理の観点(外国為替及び外国貿易法)で対応が必要となる場合については、必要な手続きが完了したことを確認させていただきます。承認申請をいただいていからAMEDが承認するまでの期間を短縮し迅速にするためにも、取引が確定しない早い段階から、相手先(この段階では社名は伏せていただいて構いません)の情報(国や地域、規模、業種等を可能な範囲で)やM&Aの形態、補助事業の取扱等の事前共有をお願いします。
124	補助金交 付決定通 知書別紙	4.事前承諾事項等	1つのパイプラインに対して補助を受けると理解していますが、ベンチャー企業が複数のパイプラインやプラットフォームを持っている場合、M&Aを行うときに、補助事業対象以外の他のプログラムに興味がありM&Aを行いたいという場合も、事前承諾事項(の承認プロセス)は必要ですか。	事業者の資本関係の大幅な変更がある場合としてお
125	その他	-	次回の公募について、おおよその時期(期間)など 決まっていることがありましたら教えてください。	第5回創薬ベンチャー公募は5月頃に公募開始の予定となっております。 【2024年2月22日追記】
126	その他	-	認定VCが運営するファンドであれば、どのファンドからの 出資でも構わないでしょうか。	VC公募の際に認定VCにご提出いただきました申請 書別添3aに記載いただいたファンドより出資いただく必
127	その他	-	公募を重ねるごとに制度の内容も変わっていると思いますが、次回以降の変更点は本公募の採択課題に も適用されますか。	内容にもよりますが、遡及して適用可能なものは遡及 します。 【2024年2月22日追記】